

令和4年度 千葉市子ども交流館の管理に関する個別事業年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉ミライ子どもプロジェクト事業体（以下「乙」という。）とは、千葉市子ども交流館（以下「管理施設」という。）の管理について令和4年1月26日付で締結した「千葉市子ども交流館の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、令和4年度における個別事業年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（趣 旨）

第1条 この年度協定は、基本協定第48条第3項に基づき、甲が乙に対して支払う管理施設の指定管理料の金額及び支払方法、その他に関し、必要な事項を定めるものとする。

（期 間）

第2条 この年度協定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（指定管理料）

第3条 この年度協定で甲が乙に支払う指定管理料の額は、金103,081,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 指定管理料は、月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料は次のとおりとする。

令和4年4月～令和5年2月 金8,590,083円／月

令和5年3月 金8,590,087円／月

3 甲は、千葉市子ども交流館の管理に関する基本協定書第51条第1項による乙の請求により、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（指定管理者が加入する保険）

第4条 基本協定別記第2で、乙が加入する保険の種類及び内容は次のとおりとする。

(1) 保険種類 ①施設所有・管理者賠償責任保険、②保管者賠償責任保険、③レジャー・サービス施設費用保険、④行事参加者傷害保険、⑤施設入場者傷害保険、⑥動産総合保険、⑦生産物賠償責任保険

(2) 補償内容 ①対人・対物1事故につき、てん補限度額5億円、②1事故1施設につき1千万、③被災者対応費用1名につき100万円、被災者傷害見舞金死亡50万円、入院2～10万円、通院1～5万円、④傷害死亡保険金300万円、入院日額4,500円 通院日額3,000円、⑤傷害死亡保険金100万円、入院日額1,500円 通院日額1,000円、⑥通知額を限度額、⑦対人・対物1事故につき、てん補限度額5億円

(3)免責額 ①②⑦免責額5万円 ③④⑤⑥免責額なし

- 2 免責額にかかわらず、管理施設内において発生した事故により損害を受けた利用者に対して、その利用者に故意または重過失が認められない場合で、乙に賠償責任があるときは法律上の範囲において損害賠償を行うものとする。但し、乙に法律上の賠償責任がない場合でも、施設管理者として社会通念上必要となる事故の対応は行うものとする。

(利益の還元方法)

第5条 基本協定第71条第1項及び第2項の規定による利益の還元は、市が発行する納入通知書により、市に納付するものとする。

- 2 利益の還元は、本事業年度終了後120日以内に行うものとする。

(疑義の決定)

第6条 この年度協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの年度協定に定めのない事項については、その都度甲乙は誠意をもって速やかに協議し解決するものとする。

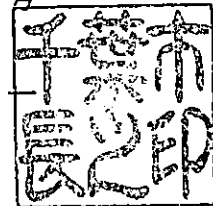
この年度協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷俊



乙 東京都目黒区東山一丁目5番4号

KDX中目黒ビル6階

千葉ミライ子どもプロジェクト事業体

代表団体 アクティオ株式会社

代表取締役社長 淡野文孝

